

# 亡くなった人の預金は引き出しても大丈夫!?

弁護士 近藤里沙 弁護士 鍋島知明



夫を亡くしたばかりのサイ子さんは、相続について心配事があるので、近所の法律事務所に相談することになりました。

**サイ子さん** …2020年の11月20日に亡くなった夫(チュー一郎)と私の間には、成人して家を出て行った息子が2人います。今のところ、夫の遺言は見つかっていません。私たち夫婦は夫の収入で生活していたのですが、急に夫が亡くなってしまって、お金が全部、夫名義の銀行口座に残ったままなんです。手元にお金が全然なく、今後の生活に困っています。ただ、亡くなった人の預金は引き出しちゃいけないって以前聞いた気がして…。でも、最近になって、相続法の改正で、引き出せるようになった、というニュースも見ました。結局、私の場合はどうなのか、よく分からなくて…。引き出しても問題ないでしょうか。

**トモアキ弁護士** …制限はありますが、引き出すこともできますので安心してください。おっしゃるとおり、相続法が改正されて、預金の引き出しができるようになったのです。改正前は、亡くなった方の預金は、相続人であっても、遺産分割がなされるか、相続人全員の同意がなければ引き出せない、と最高裁判所が判断しました。なので、銀行からは勝手に引き出せない、ということになっていました。しかし、それだ

と、サイ子さんのように、生活に困ってしまうという問題も生じるので、預金の一部を払戻しできる制度ができたのです。

**サイ子さん** …A銀行に普通預金が1200万円、B銀行に定期預金が90万円あります。

**トモアキ弁護士** …払い戻しが認められる金額には上限があって、「それぞれの銀行に対しての預金額×3分の1×法定相続分」となります。なので、A銀行には、1200万円×3分の1×2分の1＝200万円、B銀行には、90万円×3分の1×2分の1＝15万円、となります。ただし、1つの銀行から引き出せる額は150万円が上限です。そこで、実際にサイ子さんが払戻しできる額は、A銀行から150万円、B銀行から15万円となります。

**サイ子さん** …全部で165万円は引き出せるんですね。良かったです。預金を引き出すときは、何を持って行けば良いのでしょうか。

**トモアキ弁護士** …チュー一郎さんが産まれてから亡くなるまでの戸籍などが必要となりますが、銀行によって必要書類が違うので、まずはお電話でご確認なさってください。

**サイ子さん** …早速それぞれの銀行に確認してみます。でも、集める書類が

ているので、最大でもご自身の法定相続分である1290万円×2分の1＝645万円が上限になる可能性が高いでしょう。

**サイ子さん** …色々詳しく教えていただいて、ありがたかったです。先のことがかかったので、少し安心しました。

**トモアキ弁護士** …良かったです。また、何かお困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。

普通預金

種別	お預り金額	産引残高	記号
★相続財産である預金について、相続人が「各銀行への預金額×3分の1×法定相続分」の範囲(上限150万円)であれば、裁判所を介さずに直接払い戻しを受けられるようになりました			
★預金を直接払い戻せる上限を超える部分についても、遺産分割の調停や審判が申し立てられていれば、場合によっては、家庭裁判所の判断で、預金の一部を仮に取得することが以前より容易になりました			

多くて大変そうですね。自分でできる不安なのですが、先生にお願いできますか。

**トモアキ弁護士** …もちろんです。戸籍謄本などは弁護士でも取得できますので、ご自身の手間はかなり減らせます。

**サイ子さん** …そうなんですか。自分でできなそうだったら先生にお願いしたいです。

実は、他にも心配なことがあって…。お恥ずかしい話なのですが、私と二男の妻との仲があまり良くありません。今回の相続でも、もしかしたら二男の妻があれこれ言ってきて、二男も妻の肩を持つでしょうから、話し合いがまとまらないかもしれません。その場合、どうすれば良いのでしょうか。

**トモアキ弁護士** …話し合いで円満に解決できるのが一番ですよ。しかし、自分たちで話し合ってもうまくまとまりそうもなければ、家庭裁判所に対して、遺産分割の調停を申し立てて、裁判所を通じて話し合いをすることもできます。

**サイ子さん** …遺産分割の調停というのは、どのように進むのでしょうか。

**トモアキ弁護士** …調停の申立をする、裁判所と日程の調整をして、2ヶ月後くらいに1回目の調停を行うこととなります。相手方にも、裁判所から、サイ子さんが遺産分割調停を申し

立てられたので調停期日に出頭してください、という内容の書面が届きます。調停では、男女2名の調停委員という方がいて、まずは申し立てた側から30分くらい話をします。その後、交代して今度は相手方から30分くらい話をします。次に再度交代して30分、また交代して30分というように、大体30分ごとに別々に話をする、という流れで、1回の調停は約2時間かかります。相手方とは別の待合室となっていますし、「話し合い」といっても直接顔を合わせて話すというよりは原則としてありません。

**サイ子さん** …なるほど。裁判所に1人で行くのは非常に不安なのですが、先生と一緒にいっていただくことはできますか。

**トモアキ弁護士** …もちろんです。ご依頼いただければ、調停にも一緒にいきますし、書面の作成も私にお任せください。

**サイ子さん** …それは心強いですね。そうだった場合には、先生にお願いします。調停でも話し合いがうまくいかなかったら、どうなるのでしょうか。

**トモアキ弁護士** …そのときは、「審判」と言っても、裁判所が判断をしてくれま

**サイ子さん** …そうだった場合は、結構時間がかかりますよね。今後の生活を考えると少し心細いのですが、それ以上に引き出すことはできないのでしょうか。私は持病があって病院に通院しているのでも、医療費も高いんです。やはり、息子たちが同意してくれないと、残りのお金は払い戻せないんでしょうか。

**トモアキ弁護士** …息子さんたちの同意がなくても、裁判所の手続によって、先ほどの上限額を超えて払い戻しを受けることができる場合があります。これも、今回の相続法改正で使いやすくなった制度なんです。

遺産分割調停が申し立てられている場合には、家庭裁判所が必要と認められれば、まだ遺産分割が終わってなくても、預貯金の一部を仮に取得することができることになりました。サイ子さんの場合は、生活費や医療費のために払い戻しが必要だということを主張すれば、先ほどの上限額を超えた金額の払い戻しを認めてもらえる可能性があります。

**サイ子さん** …それは助かります。私の場合、いくら位払い戻しを受けられるのでしょうか。

**トモアキ弁護士** …医療費や生活費に必要な金額がいくらかによって変わってきますし、法律では、他の相続人の利益を害することはできないとされ